

総合区素案に関する住民説明会

《阿倍野区》

■日 時：平成29年12月9日(土) 14:30～16:33

■場 所：阿倍野区役所2階

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

(司会)

阿倍野区長の寶田でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の井上でございます。

(井上副首都推進局理事)

よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、寶田区長よりご挨拶申し上げます。

(寶田阿倍野区長)

皆様、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました大阪市阿倍野区長を務めております寶田でございます。

日ごろは、私ども市政あるいは区政各般にわたりまして、本当に皆様、ご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をおかりいたしまして、改めて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本日は、総合区素案の説明会ということで、本当に最近寒くなってきょうも冷たい風が吹いてございます。このような中、多数ご出席賜りましたことを本当に区長として感謝、感激でございます。ありがとうございます。

きょうは、総合区素案の説明会ということで、今後の市の行政あるいは区の行政のあり方につきまして、区民の皆様方にご説明する本当に重要な場というふうに認識しております。今回取りまとめました副首都推進局の方から丁寧なご説明をさせていただくことになってございます。やや行政用語等、日ごろ皆様方にとってなじみのない言葉も出てくるかもしれません。後程、後半の方ではご質問等の時間も十分におとりいただく予定でございますので、その折には遠慮なくご質問なり、ご意見なりを頂戴できれば幸いかなと思えます。

簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の井上より説明会の開催趣旨を申し上げます。

(井上副首都推進局理事)

皆様、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、総合区素案に関する説明会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

私からは、本日の説明会の開催趣旨を簡単にご説明させていただきます。

まず、今日の大阪が抱える課題についてでございますが、大阪は東京一極集中のもと、長期にわたって経済の低迷が続いておりまして、三大都市圏の中で人口減少、超高齢社会がいち早く到来するといった課題を抱えております。

このため、大阪府、大阪市は、東西二極の一極を担う副首都大阪の実現をめざしまして、二重行政の解消や大阪の都市機能の強化を図りますとともに、限られた財源で最適なサービスを実施する住民自治の拡充といった取り組みを進めております。

こうした取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として、現行の法制度で実現可能な二つの大都市制度について検討を進めております。一つは、大阪市の残しながら今の区をより権限を持った総合区に変えていく改革、もう一つは、大阪市の廃止して新たな自治体としての特別区を設ける改革でございます。このうち総合区の素案をこのたび取りまとめましたので、住民の皆様に分かりやすくご説明をし、ご理解を深めていただきたく、説明会を開催するものでございます。

なお、ご説明いたします総合区素案は、今後、議会などのご議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるもので、案として確定したものではありません。

また、もう一つの特別区につきましては、現在、知事、市長、府市の議員で構成されます大都市制度特別区設置協議会において議論が進められているところでございます。最終的には、総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう、議会などでご議論をいただきまして、それぞれの制度案を取りまとめることとしております。

本日は、総合区素案の説明会として開催をいたしますので、総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択するといった場ではございません。総合区素案と関係のない意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言はご遠慮くださいますようお願いいたします。

願いを申し上げます。

それでは、できる限り分かりやすくご説明したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。その後、皆様より説明内容に関するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりご説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡でございます。私からお手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明いたします。

恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

表紙の下、点字版では表紙をめくっていただいたところに資料の位置づけなどを記載しています。本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに本説明会の資料として作成したものです。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ、必要に応じて追加・修正されます。

また、総合区とは別に、現在、特別区についても、制度設計等の議論、検討が進められているところであり、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしています。

それでは1ページ、点字版も同じく1ページから2ページ、点字版では3ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をお開きください。

まず、総合区設置で変わることを大まかなイメージを説明します。

見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししています。左側、現在の大阪市は、市長のもとに局と24の区役所があることをお示ししています。局は大阪市全体を見通した施策、例えば丸印の保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織です。我々副首都推進局もその一つです。

現在は、例えば保健医療施策は健康局が担い、社会福祉は福祉局が担うなど、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対し区役所は地域ごとの仕事を担うため、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。このように左側で24区役所となっていたところが、右側のページ、総合区が設置された後では、中程の八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。

今から説明する総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組みは変更せず、

市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置します。さらに一つの総合区ごとに2から四つずつ、合計24の地域自治区事務所を設置します。

では、総合区の設置によって主に何が変わるのかについて、1ページ、点字版も同じく1ページ、左上の局から、2ページ、点字版は3ページの8総合区役所に向けた矢印のところをごらんください。

「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しています。矢印の先の8総合区役所の下丸印、例えば二つ目の保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。これが総合区設置の大きなポイントになります。

つまり総合区長の判断で行う仕事が多くなり、それに伴い予算も増え、その仕事を行う職員も増やす必要があります。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移すことになりますが、それについては後程詳しく説明いたします。

局からの仕事に加えて、左側の今の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、1ページ、点字版では2ページ、一番下の右向きの矢印のところですが、「住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の総合区の24地域自治区事務所の下丸印、住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位のままで行うことになります。

その右に、「地域の実情に応じた施策の実現」と記載していますが、総合区では住民の皆さんの多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための体制整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築します。

まとめますと、総合区を設置によって住民の皆さんの身近なサービスについては、今より身近な地域において判断することになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を移して、総合区において判断・実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整えるということを示しています。

その一方で、総合区設置後の一番上、総合区設置後の市長の横の括弧のところ、点字版では3ページのところになりますが、これまで説明した通り、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残るので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

以上、この見開きのところでは、総合区の大まかなイメージとともに設置により何が変わるのかを申し上げました。詳しくはこの後、それぞれの項目ごとにもう一度説明いたします。

それでは3ページ、点字版は目次の1ページをお開きください。

目次に示します通り、本日は総合区素案の内容、1から12の項目と各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲み、点字版は6ページの記載のように、この資料で示すコスト、組織、予算等の数値は、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえ、取りまとめる予定としています。

続いて4ページ、点字版は6ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」にお進みください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて、このページと次の5ページ、点字版では4ページから18ページで考え方を説明しています。

一番上の「大都市・大阪が抱える課題」、点字版は4ページになりますが、東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少、超高齢化もいち早く到来する見込みであること、大阪府市において一本化した成長戦略、これは産業振興や人材育成などにより経済成長をめざす府市共通の長期的な方針のことですが、この成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、地方集権型システムから分権型の仕組みへの転換をする必要がありますが、地方分権への改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、ページの真ん中ですが、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」、ポテンシャルとは潜在的な能力のことですが、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。東京の次に都市機能が集まる大阪は、世界の都市間競争を戦え得る競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都をめざした取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして矢印の下ですが、東西二極の一極となる副首都大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下の記載の通り、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であるということを示しております。

では、具体的に何を進めていくのかについて、次の5ページ、点字版では10ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」をお開きください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要ではないか、そこで現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしています。

ここで、広域機能、基礎自治機能という言葉について簡単に補足します。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能とは、先程の成長戦略をはじめ、交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を示し、基礎自治機能というのは、住民の皆さんに身近なサービスを提供するなど、市町村としての役割を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能とあわせて、広域機能の一部も担っています。

よって、ページ真ん中の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が広域機能について協議・調整を行っています。こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と地域のニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、一

番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

表のうち、基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもとで行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民の皆さんに身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメント、組織を管理します。

表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能については、総合区制度では、先程現在の制度のところで申し上げたように、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定すること。一方、特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針を決定することを示しています。

以上が大阪における大都市制度改革、総合区・特別区両制度の違いの説明です。

次に、6 ページ、点字版は14ページにお進みください。

「3 大阪市における総合区制度」をより具体的に説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下の左、「住民自治の拡充」の欄ですが、住民の皆さんに身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。

また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに後程詳しく説明しますが、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築します。

次に、右側の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

続いて、その下にある総合区の仕事、区の数、点字版は16ページについて説明いたします。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度設計しています。なぜバランスを考慮するかについては、右下の枠の「総合区の区数」をごらんください。

行政サービスを効果的、効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となる。その下には体制整備に必要なコストを抑制と記載しています。掘り下げて言いますと、総合区に移す仕事が多くなる程、職員も総合区に移す必要があります。その際、現在、本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散させるので、仮に24区に分散する場合には、今の1カ所から24カ所で仕事をする事になり、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要があります。

このため、総合区に仕事を移すと同時に、それを多大なコストをかけずに効果的、効率

的に実施するためには、総合区の規模、区の数を考える必要があるということを示しています。

なお、左側の総合区の仕事の欄に一般市が行う仕事をベースとありますが、ここで言う一般市の事務といたしますのは、例えば松原市や門真市などが行う事務に近いものを総合区が担うということの意味しています。

こういった考え方により、その下の段に記載のように住民の皆さんに身近な行政サービスが提供できる体制を総合区に整備し、あわせて現行の職員数の範囲内でコストを抑制するという観点から、8区へ合区、将来推計人口30万人程度ということを示しています。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、8区へ合区する際に現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

以上、6ページ、点字版14ページ、総合区の設置によりめざすもの、総合区の仕事と区の数の説明でした。

続いて、7ページ、点字版19ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定しました。①各総合区における将来人口、平成47年で約30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区、分区の歴史的経緯を踏まえること、③地域の住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することなどの五つの視点に基づいて策定しています。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置を示しています。本資料で示す区名、第一区から第八区というのは仮称でありまして、北に位置する区から順に番号をつけています。

本日伺っております阿倍野区につきましては、天王寺区と生野区と合区する区割りとなっており、仮の名称として第六区としています。

続いて、8ページ、点字版は21ページにお進みください。

総合区役所の位置選定については、現在の区役所庁舎から選ぶこととしています。具体的には、白抜きの文字、「考慮すべき条件」、「評価項目」のところをごらんください。

住民の皆さんからの近接性、これは端的に申しますと、人口バランスの重心から庁舎までの距離のことです。交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間を指します。地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ています。

以上3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足状況あるいは近隣市有施設の状態などを勘案し、総合区庁舎を選定しています。

その結果をページ中程、点字版では23ページの選定庁舎の表に示すように、第一区の淀川区役所をはじめ、第八区まで記載の通りであり、阿倍野区が含まれます第六区は、現在の天王寺区役所を総合区役所の庁舎とする予定としています。ただし、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、変更する可能性があります。

なお、繰り返しの説明になりますが、住民の皆さんの利便性を維持するため、現在の24

区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施することとしています。

続いて、その下、区の名称について説明いたします。

区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴うことから、現在の区名が変わる区もあります。これにより住居表示が変更される可能性があります、その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

以上が総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明です。

次に、9ページ、10ページ、点字版は25ページから36ページにかけての「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

9ページの上段、点字版では25ページのところに、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容として、現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられること、総合区が設置されると、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。

なお、予算編成や条例提案等は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したのが下の図です。図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しています。現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示している中之島本庁舎など局で実施する仕事と、その下の白抜きにある24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対して、図の右側には白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けています。さらに総合区の仕事については、8総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位で設置される地域自治区事務所で行う仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左上にお戻りください。

局が実施する仕事について、二つの四角囲みのうちの上の囲みには、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの局の仕事については、矢印の先、図の右側の総合区設置後も引き続き市役所の本庁舎などの局が実施することとしています。

もう一度左側に戻っていただき、上から二つ目の囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営などの仕事を例示していますが、総合区設置後はこれらの仕事は八つの総合区へ移します。矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

もう一度図の左側に戻っていただき、下段の24行政区について説明します。

現在、24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして児童手当の申請受理、支給決定、国民健康保険等の諸手続等の窓口関係の仕事とその上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整、支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援などの市民協働関係の仕事があります。

現在のこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援などの市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区でこれまでどおり実施することとしています。

また、一段上の児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区の政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて、8総合区で実施することとしています。

では、続いて、次の10ページ、点字版は32ページにお進みください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表につきましては、縦の欄に四つの分野を、横の欄には総合区の主な仕事と期待される効果を示しています。

例えばこども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の総合区の仕事の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定、保育料の徴収等については、現在、既に区役所で実施している仕事であり、総合区でも引き続き実施することを示しています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

ここまで、局と総合区・地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明です。

続いて11ページ、点字版37ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なるところもありますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しています。

ページの上段、点字版は37ページには現在の状況を、下段には総合区設置後のイメージを示しています。

イメージ①は、保育所の設置認可について示しています。現在、保育所の設置認可につきましては、図の真ん中の囲み、保育所の数など、①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため、②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。この流れの中で、現在、区役所では②地域調整を担っていますが、総合区設置後は下の図の真ん中、点線の枠内の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の決定など、現在、市役所で実施しているものも含め、一貫して総合区役所で判断・実施できるようになります。これにより総合区長の判断のもと、地域のニーズや実情を踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の特性や実情を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示しています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載していますが、予算の編成や条例の提案など、市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

続いて12ページ、点字版は38ページにお進みください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理について示しています。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織である局との連絡、意見調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園については、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかと示しています。

13ページ、点字版は39ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策について示しています。現在、例えば放置自転車をもっと撤去してほしいといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との連絡、意見調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら、放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかと示しています。

続いて14ページ、点字版は40ページにお進みください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しています。現在、住民の皆さんからの体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、

対応方針や方法についての優先順位を決定して対応しています。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までを総合区が担うこととしています。これにより総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

続いて15ページ、点字版は41ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所はみずからの判断で決定できないため、区役所が関係局へ要望・調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もあるかと思います。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

以上、15ページ、点字版は41ページまで、総合区設置に伴い、主な分野ごとで期待される効果の具体的な説明でございます。

次に16ページ、点字版は42ページをお開きください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するとしておりますが、一方で、住民の皆さんには育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなど、合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の左、総合区政会議に係る枠組みについて説明します。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民の皆さんが意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。

さらに一番左下、地域協議会については、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいはみずから建議することにより意見を述べることができ、市長、総合区長はこれらに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。

以上が総合区政会議、地域協議会等についての説明です。

続いて17ページ、点字版は45ページをお開きください。

総合区の組織体制について説明いたします。

上段に示すように、組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接サポートできるようにするという趣旨です。

二つ目は、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。先程も説明いたしましたように、総合区ではこども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野でより大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備します。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨です。

続いて、ページの下段、点字版は46ページでは、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しています。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24地域自治区事務所のうち八つの事務所は、現在の区役所の庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしています。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織としてイメージで示しますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置していきます。

一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持し、住民の皆さんの多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージであり、総合区設置後は総合区長の権限によって総合区内の具体的な組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しています。

続いて18ページ、点字版は48ページ、上段の「職員の配置（イメージ）」について説明します。

仕事を局から総合区に移すのに伴い、総合区へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移るのかを大枠のイメージとして示しています。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフに示しますように、平成28年度時点で、市全体で1万6,400人、そのうち局が1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000

人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移ることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員を示しています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。

このように大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっています。

ページ中程から下、点字版では50ページになりますが、参考につきましては、表の上段、「①総合区役所」には総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を各部門ごとに整理し、主な事務内容とともに記載しています。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、右側の総合区政会議や総合区の政策企画、地域まちづくりなどの事務を担い、1区当たりの平均で74人の職員の配置を予定しています。また、表の下段、「②地域自治区事務所」には、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区の事務所の職員数と主な事務内容を同じように示しています。

以上、17ページから18ページ、点字版では45ページから56ページにわたり、総合区の組織体制についての説明です。

では、19ページ、点字版は57ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明します。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、これは公金を管理するという意味ですが、財務マネジメントを発揮する仕組みとしてまいります。

総合区長の自立性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。これは言い方を変えますと、局から区に仕事が移ってくるのに合わせて予算も増えるので、これまで以上にしっかりと責任を持って区で管理していくということです。より具体的に説明いたします。

まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」についてですが、先に20ページ、点字版では59ページの上のイメージ図にお進みください。

総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度の当初予算の金額で試算しています。左側の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算、濃いグレーのところですが、約82億円に加え、各局で予算計上し、区長がCM、シティ・マネジャーのことですが、CMとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。

これに対し右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

なお、このイメージ図において、左と右でそれぞれの金額を合計しても同額になりませんが、これは大阪市全体の予算の中で、区に関する部分のみを切り取って記載していることによります。大阪市全体の予算の中で、区に関連する予算の占める割合が総合区設置後には増えるということを示しています。

恐れ入りますが、もう一度、19ページの中程①、点字版は58ページにお戻りください。

先程申し上げましたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。

また、インセンティブ制度、これは現在、区が土地売却や広告収入など、独自の努力によって獲得した財源については、区の支出に使える制度を設けているんですが、総合区においてもインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

次に、20ページ中程、点字版では61ページの「②総合区長の予算意見具申権の充実」にお進みください。

現状では、法制度上、全ての行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みになっていないのに対し、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というのがあります。これは市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民の皆さんにより近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長、副市長と意見交換する仕組みを整備していきます。また、各局が所管する仕事のうちで、住民の皆さんに密接にかかわるものが意見具申の対象とします。

具体的な仕組みとしては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見交換をする場、（仮称）サマーレビュー、直訳すると夏の評価、これは要するに夏場に仕事を検証するという意味ですが、このサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参画することとしてまいります。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定いたします。

下段の「③予算の見える化をさらに充実」、点字版では62ページになりますが、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。

こうした取り組みを通じ、住民の皆さんの理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えています。

ここまで、19ページから20ページ、点字版では57から62ページでは、総合区における予算の仕組みについて説明いたしました。

もう一度まとめますと、局から仕事が区に移ることに伴って、予算も総合区にしっかりと届いていくということです。

それでは21ページ、点字版では63ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管し

ます。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることとなります。

総合区長が管理する主な施設について表にまとめています。

現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現在の区長が管理する施設として例示しています。ごらんの通り、現在、区内の多くの施設は各局長が管理していますが、総合区設置後は表の右端に矢印で「総合区長が管理」と記載しているように、濃いグレーの網掛けで示している施設は、総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において住民の皆さんに身近な施設は総合区長が管理することになります。

表の下をごらんください。

矢印に効果と示していますが、住民の皆さんに身近な施設を総合区長が管理することにより、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能になるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく際の施設管理のイメージを参考事例として記載しています。

以上が総合区の財産管理についての説明です。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」、費用について説明いたします。点字版では67ページになります。

コストについては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区の設置に伴い、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが年間約9,000万円と試算しています。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などを想定しています。

以上がコストについての説明です。

続いて22ページ、点字版では68ページ、「12 総合区設置の日」について説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検証し、矢印の下、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。

以上が総合区の設置の日についての考え方です。

その下の表、点字版では69ページですが、参考資料として、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口の比較、それから大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてまとめています。後程ご確認ください。

次の23ページ、点字版では76ページからは、8 総合区ごとの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業などの特徴をそれぞれ示しています。例えば本日お伺いしております阿倍野区については、28ページ、点字版では97ページをお開きください。

28ページ、天王寺区、生野区と合区した後の第六区の概要をまとめています。例えば平成27年の人口は31万3,522人であり、平成47年の将来推計人口は29万8,407人と見込んでいます。

第六区の特徴としましては、右下の欄にまとめています。点字版では100ページになります。

日本で最も高層の商業ビルである「あべのハルカス」をはじめ、天王寺公園、コリアタウンなど、集客施設が多い一方で、区内の住宅地の割合が高い商業・住宅エリアです。聖徳太子建立の四天王寺などの歴史的建造物を有するとともに、数多くの学校が立地する市内屈指の文教地区であること、民間活力により整備された天王寺公園エントランスエリアやナイトZOOなど、新たな魅力づくりが進む天王寺動物園など、天王寺・阿倍野地区では、都市魅力の向上の取り組みが進んでいることなどの特徴を記載しています。

以上、総合区の概要の事例として、第六区について説明いたしました。

長くなりましたが、説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が4点ございますので、お聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に、四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り、皆様からのご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、真ん中のブロックの前から2列目の。

(市民)

予算の立案と承認のプロセスについてお尋ねします。

総合区制度ともう一つ検討されていましたが特別区制度の違いが見えない部分があるんですけれども、特別区制度では各市議会で審議されて、その市議会で承認されますとその予

算が執行されるということになろうかと思うんですが、総合区では、現在の8区長さんからそれぞれ大阪市議会に予算案が提出されて、市議会で検討されて承認されるかということですが、こういうことかと思うんですが、一応、私が気になっているのは、各区長さんから提出された予算案を8区の間でどのように調整されるのか。もし差し支えなければ具体例を挙げて、こういう形で8区の間で調整をされるということをご説明いただけますか。よろしくお願いいたします。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

まずもって、議会、市会に対して予算を提案するのは区長ではなくて、大阪市が残りますのでこれは市長ということになります。予算トータルの編成権は市長にあります。その市長が予算を提案する前段で、8総合区間でどういうふうに調整するのかということではございますけれども、これは事業等によっても全然スタイルは違ってこようかと思いますが、ここにも書いていますように、まず予算全体の方針を策定するところから区長が積極的に関与していくと。それから事業の作成プロセスの部分ではサマーレビュー、前年度だったり、事業の見直しといった部分をここでやっていく。それに基づいて全体の方針を決めた中で、局と総合区の間で予算を調整していくといった作業になります。

具体の数字であるとかいった部分は、またこれは実際の事業によっても違ってまいりますし、具体的にはそれぞれの事業によって局とおおのこの区との間で調整を事務的に詰めていくということになります。その詰めたものを市長が議会に対して提案していくということになります。

（市民）

すみません。ちょっと一般論じゃ分かりにくいと思いますので……

（司会）

ちょっとお待ちください。マイクをお願いいたします。

（市民）

じゃ、具体的に例えば保育所、例えば少なくても、例えばどこがいいんやろう。例えば新しい、第一区では例えば保育所を3カ所すると、それから二区では、いや、実はうちの区では五つ保育所が必要なんだといった形でそれぞれ上がってきた時に、どのように調整をして決定をするのか、その辺を知りたいんです。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

予算の実際のお金のやりとりという部分ですけども、これは例えば今現在ですと調書という形でそれぞれ所属、区であったり局からこれだけの予算が欲しいと、これだけの事業にお金がかかるんだという形でそれを出して、今ですと財政局というところでそれを査定するといった流れになります。

そうですね、保育所の場合ですと、こども局になる。こども局が予算を持っている部分もありますので、まず総合区の方からそういう自分のところの3カ所つくりたい、5カ所

つくるといった方針、予算に係る調書というのを出して、それが8総合区出そろった時点で局との間で詰め協議をしていく。言葉でいうと査定というようなことが入ってきて、実際に、じゃ、何カ所分の予算を議会にかけていくという手続になります。

(市民)

ありがとうございました。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、真ん中のブロックの、はい。今、手を挙げておられる、マスクをつけておられる方。

(市民)

これは素案だと思うんですけども、例えば職員の配置のところですけども、今、説明をお聞きしたら、多少は局の人数が減っているんですけども、二重行政解消という割に、実際に住民に接する総合区の人員の配置が少ない訳なんですよ。それで区が何でこれだけ5,400人も必要になってくるのかという疑問が出てくるんですけどね。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

区役所の体制が増えることの疑問という。それにつきましては、17ページ、18ページのところを見ていただきますと、局から仕事、かなりの部分が移ってきますので、繰り返しの説明になるんですけども、局から仕事を移す、移ったらその分の体制が要ということで、区役所の体制が膨らんでいくと。ただその分は大阪市トータルとしては増やさないようにするために、局から区役所の方へ人数を持ってくるという中で、全体的な人数が増えないようにしているということです。

(司会)

それでは、次の方、挙手の方をお願いいたします。

では、こちらの右のブロックの、はい。はい、そちらの方。

(市民)

よろしくお願いします。

基本的なことでもそもそも論でお尋ねしたいんですけども、つまり我々大阪市民としては、今回いただいている総合区案もしくはこの特別区制度というこの選択肢しか残っていないのかというところですね。つまり現状という話はもうなしというところで、次のこの二つの選択肢をどこかで票を投ずるということになるのかというところをまずお聞きしたいです。

(井上副首都推進局理事)

資料の4ページに今の大阪が抱える課題ということについていろいろ記載をしております

す。東京一極集中といったのもあって、さらに人口の減少というのが非常にこれから進んでいくと、超高齢社会を迎えるという中で、この課題にどう対応するかということが非常に重大な課題になっております。

知事、市長はそのために副首都大阪というのをめざしていろいろやっているんですけれども、それをきっちりやっていくためには、それを支える制度というものを変えていかなあかんということを言われています。

この大都市制度改革というのは、今、現行制度では特別区と総合区、二つの制度がございます。これについてこの改革をやることによって、住民サービスについても限られた財源を最適な形でサービスを提供するという形で実現できるというふうに考えておりますので、今の現行の制度の中では、こういう限られた財源を最適なサービスを提供するという形はなかなか今後の人口減少、超高齢社会の中では非常に難しくなってくるということで、新たな大都市制度の改革というものを進めていくということで、現行の制度のままという選択肢は想定はしていないということでございます。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、左のブロックの一番後ろの列の、はい。今、手を挙げられた方。

(市民)

この総合区を分けて今度新しくなっている区割りなんですけれども、現実はこの区割り、それぞれの役所をするか、ただ単に区割りしているだけであって、地勢的なこととかそういうようなこと、それから現場を見られて、現地を見られてこういう区割りを考えられたんでしょうか。

例えば大正区なんかは第五区の中央の方に、中央区とか、浪速区とか、その辺ぽこっと出ているのに入っている。それから住吉区もこれは港湾には入っていないと思うんですけれども、これが港湾の方の住之江とかそういうところへ入っている。これはもともとこの阿倍野区なんかは住吉区、東住吉区、この辺が一体だったんですよ。それが現在のように分かれてきたんですけれども、また、ある程度大きく区分して、きょう説明あったことは理解ができなくはないんですけれども、どうもこの区割りについて、実際に現場の意見とか、そういうようなものを聞かれてこういう案を出されたんでしょうか。その辺のところは非常に疑問に思うんですよ。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

区割りにつきましては、本年2月の段階で、市長からこういった一つの考え方のもとに区割りを事務方でまず案を作成するように指示がありました。それに基づいて副首都局の方で素案を出しまして、現場の意見を聞いたのかということですが、現場の区政の第一線の区長さん方で構成する区長会議にかけさせていただきました。そこで何度もやりとりをやらせていただきながら、最終的にはこの形ですであるというようなご意見をいただいて、総合区素案にもこの区割りの案として出させていただきました。

例えばなんですけれども、住吉区が何で住之江区と一緒になのかというようなお話があっ

たかと思うんですが、もともとご存じかと思うんですが、住之江区と住吉区は一つの区であったといった歴史的経過を踏まえております。大正区と中央区、西区とのつながりという部分でいうと、これは主に地下鉄の鶴見緑地線であったり、バスの便であったり、こういったことを考慮した区割りの考え方になっています。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

ちょっとほかの方、一度、中に回しますので、申し訳ございません。

次の方、挙手の方をお願いいたします。

それでは、真ん中のブロックの5列目の、真ん中のブロックの5列目の、今、手を挙げた方。

(市民)

すみません、一番最初に質問された方についてですけれども、局と総合区で今24局、市本体、局がある訳ですね。同じような役割として先程保育所がありましたけれども、総合区にも同じような局の仕事、内容は違ったと思うんですが、あったと思うんですけれども、そういう視点なんかね、市全体の局は残るとというのが、24の局長さんが残って、総合区にもそれぞれ同じような形で、それで先程調整されるとか、どういう形になるのか。

例えば先程言われた保育所設置についての話が具体例がありましたけれども、その前の質問についてできましたら。ですから総合区と現在の局との関係について。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

局と総合区の関係でありますと、9ページ、10ページのところになるんですけれども、今、24というのは今の区の数でして、局の正確な数字は手元にはないんですけれども、局は二十幾つかあったと思うんですけれども、そこの局が1カ所でやっている仕事を総合区の方に権限とともに渡す、職員も区に移管してくるという形になります。

ただ局と総合区の関係は、9ページで右側のところになるんですけれども、局としては市全体でどうしても残ってくる仕事、条例やったり、規則であったり、市トータルで見なければならぬ、統一的な観点で見なければならぬ仕事とか、国への例えば補助金の申請であったりとか、そういった総括的な仕事ということで局というのはやはり残ります。総合区に関しては、きょう何度も説明しておるんですけれども、権限を局から移譲された部分について組織体制をしっかりと整えて、地域の皆さんのニーズに反映して区政を実現していくというのが総合区になります。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、真ん中のブロックの一番後ろの白い服の方ですか。もう一度手を挙げてもらえますか。

(市民)

私は、財政面が見えないので今度の総合区案に対して反対であります。賛否両論あるにしても、万国博覧会の誘致を控えておりまして、そうでなくてもお金が大変ですわ。そして自治体本来の身分からいいますと、住民の福祉向上が市役所の任務だと思うんです。そういうちらっと先程質問もありましたけれども、第三の道ですね。24区を残して、そして住民の福祉向上のために検討するという方法も当然あった、あるべきだと思います。

私自身、9年程前に、衛星都市から転入しまして、大阪市の行政はすばらしいものや、さすが、当時の第2位の都市でしたかね、指定都市だったと思いますが、敬老パスは無料でした。そして水道料金も福祉減免もありました。今は少ないですけども、65歳以上にはこういうのがあります。

そうしたことから喜んで大阪市に転入した訳でありますけれども、実際はそれも福祉減免もなくなりますし、敬老優待パスは、今度若干変わりますけれども、有料化になっていきます。それでさらに民営化になろうという動きもあります。

こういった中で、住民福祉向上のための市政であるかどうか、非常に疑問に思っています。そういった意味で、先程言われた第三の道、区役所の一部を変えることを素人ですけども、例えば今まで区役所の行政規模をどんどん変えておりますよね。そういったことを工夫しながらいけば、総合区にしなくても十分福祉向上することができると思いますので、断固反対だということを表明したいです。

(司会)

ご意見として承らせていただきます。

それでは、次にご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、右のブロックの一番こちらサイドの、はい、今。

(市民)

私も配布いただいた資料7ページの区割りの件について興味があるんですけども、先程のご質問を聞いていて、上の五つの視点というのは大阪市長さんの方で提案されて、それが入り口となっていると。ただ出口としては区長さんの会議で了とされたというようなお答えに聞こえたんです。その出口の段階でこの五つの視点というのがどの程度反映されているのか少し見えないなというふうに思いました。

一つだけ例を挙げると、先程も住吉区と住之江区の合区がそぐわないんじゃないだろうかという意見がありましたけれども、私もそれは思っていて、この住吉区と住之江区の区境付近には上町断層の断層帯が通っていて、東西の交通が分断されやすいんですよね。にもかかわらず、こういう第七区といった東西に長い広大な総合区をこしらえてしまっただけが目が行き届くんだろうかと心配になる訳です。

このような説明会では時間が足りないとかあるいは配布資料に余り専門的なことを盛り込めないという理由は理解できるんですけども、ならば改めてインターネットで発表したりとか、別途冊子を発行するなどして、なぜこの区割りが最適なのか、この区割りではないのかについて説明されるご予定などはございますでしょうか。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

総合区の区割りの経過についてでございますが、先程の説明とも重なるんですが、本年2月、市長からの指示を受けて副首都局で案をつくり、区長会にもお諮りしてきたという一連の経過につきましては、適宜、市のホームページの方にもタイムリーに掲載をしているところです。

この区割り案が現時点で100%固まったものではございません。冒頭にも申し上げたように、議会での議論を踏まえて最終的に案をつくり上げていくというところですので、今、行政としては素案として示しておりますが、今後、議会でのご議論なども踏まえて変更される可能性、修正していく可能性というのはございます。

それからすみません、住吉区、住之江区、第七区についての違和感ということなんですが、同じ答えで恐縮でございます。もともと住吉区、住之江区というのは同じ、旧でいう住吉区というところもありまして、過去の分区の経過を踏まえて同じ第七区にしているところです。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

左のブロックの後ろから3列目ぐらいですか、はい。今まだ手を挙げておられる方です。

(市民)

何点か質問したいと思います。

一つは、このきょうの案がどういう過程で、また議会だけで決まるのか、また住民投票になるのか、その辺のことを教えていただきたいことと、この会議をこういう素案を出してきた前提が大阪がとても高齢化が進んでいっている、これは私は全国的な動きの中で当たり前のことだし、大阪はそれだけ住みやすいまち、そして今のまちを支えているのは、町会の役員さん含めて高齢の方たちがまちおこし、まちの清掃、いろんなところで大活躍、特に学校の子どもの送迎の見守り、とても頭が下がります。その辺で今のきょうお聞きした中身でのまず前提はとても悲しく思いました。

そして、いろいろな中で総合区を置くということ、よく説明としては分かりました。結果的にはそこをクッションとしてもう一つ置くということで、何かかえって煩雑になっているのではなからうかなと思いがしました。もうちょっと区の意見、区長さんとか職員の意見、ぜひ吸い上げていくことがうまく今までもできていると思うんですが、もっとスムーズにできる方法を考えれば今のまち、大阪市の現状、とても私はいいまちだと思います。

そして、そんな中で局の存在というのは全体を見回していく、行政の中でとても必要だと思います。特に各総合区に任されたところで、予算の分捕りじゃないですが、いろいろする時にその時の区の重点をどこに置くかによってまちの、またまちづくりみたいなことの施策が変わってくる、これは大阪市民としてとても不公平だと思います。

そういうことを含めて、今の本庁にある区役所の役割、全体的に見回してどこの今は公園のところら辺が一番危ないからとかいろんな情報が多いから、まずみんな思うからあそこが一番しないといけなとか、いろいろなことで総合的に見れるのは局の視点ではなからうかなと思います。そういうことを含めて、今回のこの案、とても不十分というか、私は必要、今の市政のあり方でいいのではなからうかという意見を述べたい。

そしてもう一つ、職員の数ですが、正規の職員でしょうか、それともアルバイト、それら含めての職員の数か、教えていただけたらうれしく思います。

(司会)

お答えいたします。

(井上副首都推進局理事)

まず、総合区素案を今回お示ししていますけれども、これに至る経過についてまずご説明をさせていただきます。

昨年7月に総合区の概案ということで三つの案を作成しました。例えば区割りでしたら5区、8区、11区、事務を局から総合区の方に移すということで、その事務の連絡も三つのパターンをお示しして概案として示しました。昨年8月からことし1月まで、いわゆる24区におきまして意見募集説明会ということで、その概案についてのご説明もさせていただいていろいろご意見も伺いました。

また、市会の方でも、議会の方でも議論を重ねていただきまして、ことし8月に今ご説明しました素案ということでまとめたという経緯がございます。今も24区でこの説明会をやっております、今後また議会でご議論いただきまして、スケジュールとしましては、今年度末ぐらいには案として取りまとめをしたいというふうに考えております。

住民投票の話がありましたけれども、この総合区につきましては、議会の議決、条例ということで決まりますので、住民投票というふうな手続はございません。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

職員の数についてでございますが、これは本務職員、正規職員の数でございます。

(司会)

それでは、引き続き、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

はい、じゃ、左のブロックの今、はい。そちらの方。

(市民)

今、総合区になるのは条例でなるということ、住民投票は関係ないというふうに仰いました。ということは、住民投票は特別区にするかしないかだけのことと受け取っていいんですね。

あともう一つ、身近なことなんですけれども、ということは、いずれにせよ、阿倍野区はなくなると考えてよいんですね。そうした時に新しい区名を決めるのに住民は関与できるのかどうか、教えていただきたいです。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

区の名称の決め方なんですけれども、区の名称については、資料の中でも8ページのところでお示ししています通り、8ページの下のところなんですけれども、方位や地勢、地域の歴史等も考慮して住民の皆さんに親しみやすく分かりやすいものとなるよう、簡潔な

ものを基本として、総合区の設置が決定してから設置する日までの間に住民等の意見を踏まえて条例でと。一般的に多いのは、区の名前というのは公募するケースが多くなっています。今、現時点で公募するというふうに100%決めた訳ではありませんけれども、手法としては住民の皆さんに公募して選んでいただくという手法が考えられているところです。

（井上副首都推進局理事）

今ご質問にありましたように、特別区につきましては、これは法律で住民投票というものが必要というふうに規定をされております。一方、総合区の方は、議会で条例という形で議決すればそれで実施ができるという大きな違いがあります。知事、市長は特別区については来年秋に住民投票したいというふうに仰っていますけれども、今後のスケジュールとか、それに対してどんな形で議案を出していくかということについては、今後、また知事、市長とも相談しながら進めてまいりますので、今の時点でこういう形でということはまだご説明という段階ではございません。

（司会）

それでは、次の方、挙手の方をお願いいたします。

はい、じゃ、こちら右のブロックの、はい。そちらの茶色の、はい。

（市民）

すみません、ちょっとずれているか分かりませんが、ことしの初めでしたか、毎日新聞、新聞だったと思うんですけども、阿倍野区の再開発が6,000億円ぐらいの赤字を出して、誰も責任とれへんと。今回これ、そんな6,000億という、三つの区で振り分けるんですか、その辺がちょっと。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

すみません、阿倍野再開発の損失に関する部分ということですが、総合区の場合は大阪市が残りますので、大阪市全体でそこは費用を支払っていくということになります。区で負担するとか、そういうものではありません。

（市民）

それでは、次の方、挙手をお願いいたします

では、真ん中のブロックの、はい。手を挙げておられる方。

（市民）

二重行政の解消ということがうたってありますけれども、これは現在、特区があって24行政区があるんですが、9ページのところです。局があって、また総合区ができて、24の行政区もありますんですが、二重行政が三重行政になるんじゃないですか。私は何となく内容、それぞれ予算とかいろんな権限を先に送って住民サービスをしやすくするというふうに仰いますけれども、信じられませんですね。そんなことは本当にあり得るかなと。じゃ、今の24区のみで権限を移譲したりする方が早いんじゃないかなと。63億の余分な

金を使わなくても済むと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのかなと。

ですから、今のきょうの説明会で聞きましたところでは、その話が本当にそうかどうかというのは判断できませんですね。ですから賛成とか、反対とかいう段階じゃなくて、まだ十分理解できないというふうに私は思っております。

（井上副首都推進局理事）

ご質問いただいて、我々説明をきっちりしていきたいと思っておりますので、こういう説明会をこれから24区やっていくという状況でございます。

24区、区の方に仕事を渡してやっていけばいいんじゃないかというご質問ですが、先程説明もありましたけれども、仕事を渡すということは当然それ进行处理する、それに従事する職員も区の方に持っていけないと十分仕事を行うということはできません。

今、局の方で、例えば中之島の市役所で1カ所でやっている業務を24の区に分けるとなると、仮に今それを局で20人でやっているとする、それを24区に分けるだけでも20では足りないということになります。一つの業務を移すとそれが24なりに分かれていくと当然その分が、スケールデメリットといいますけれども、その分費用、人件費含めてかかってくるというのがありますので、基本的に24区を前提に、総合区的なそういう形で権限を渡していくということについては、これは非常に現実的ではないというふうに考えております。

（司会）

それでは、次のご質問のある方、手を挙げてください。

はい、左のブロックの。はい、そちらの方。

（市民）

すみません、よろしくお願いします。

22ページに総合区の設置の日ということで記載がされてあって、総合区の設置ということは約2年後をめどにすると書いております。先程特別区の設置、ごめんなさい、特別区の住民投票、来年の秋ごろ予定というふうに仰られていたかと思うんですけれども、このような総合区の説明会のような特別区の説明会というのもまた実施されるのかなというふうに思うんですけれども、設置を決める日までのいろんなスケジュール、何がいつあるのかというのが今の時点で分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

特別区を選ぶのか、総合区を選ぶのかとかというところも我々、十分に検討する必要があるのかなというふうに思いますので、そのあたり、今の時点で分かっている範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

（井上副首都推進局理事）

あくまで知事、市長は、記者会見等で住民投票を特別区については来年秋にしたいというふうに仰っています。ただそれについて役所でそれについて具体的に今やっているという訳ではありません。特別区につきましては、先程冒頭に私言いましたけれども、知事と市長、それから府市の議員が参加されている大都市制度特別区設置協議会というところに今、

案をこれからつくっていくところです。その協議会で案が固まって府市の両方の議会で議決があれば、その後、手続としては住民投票という形に進んでまいります。

ですので、また特別区については、案をこれからつくるという段階ですので、まだ今後のスケジュール等について、こういう形だということで具体的に申し上げることはなかなか今はできない状況でございます。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

はい、じゃ、左のブロックの前から2列目の。もう一度手を挙げていただけますか。

(市民)

先程からいろいろとお話の方に出ている内容に重複する部分があると思いますけれども、もともとの特別区なり総合区ということありきで話が進められているんですけれども、もともとの内容というのは、都構想の段階で現状の24区の現大阪市政を支持したものと市民は考えておる訳なんですよね。それがどうしてこの総合区と特別区の限定で、それから先程のご質問の説明の中で、もう現状というような話というのはありませんよというお答えに聞いているんですけれども、それでいいのかというところを、人員においてもこの総合区に至っては何ら人員的な変わりがないというふうになってくれば、移転するなり何なりという動かすことによって費用が先程の何億円というような出費の話にもありましたけれども、そういう出費があるのと、ある意味考えてみれば行政サービスの低下につながってくるんじゃないかなと懸念しています。

といいますのが、今現在は住民票の手続なり、それからそういった窓口の行政サービスは現状の区役所を窓口に行っていきますよとすれば、先程の仰られた二重行政、三重行政にもつながるようなところにも触れてくるんかも分かりませんが、そういうところで余分な形の組織をつくって、結局はある意味で言えば、大阪市の方の重役のポストを増やすという、こういった感じすら受けられるんです。

それと行政の今現在、住民票云々とかいうような行政サービスは、現在の区役所の中で24区で行うというふうになっておりまして、将来的にそのままずっと続くのかといいますと、考えられるに、また事務所を統括するとか、縮小するとかいう格好になって、遠いところに伺わなければ手続がとれないと。

一つの例としては、土地関係、税金関係の市民税関係のあれであれば、各区役所にあった分が一つのところにまた集約されるような、遠くなって集約されるようなとかいう不便性が出てきますよね。現在においてその24区で窓口の行政サービスは行いますよとなっておりまして、将来的には、これは少なくなって不便を感じるようになるんじゃないかなと、こういうふうな懸念をしているんですが、それは保障できるんですか、できないですよね。

以上です。

(井上副首都推進局理事)

我々、今、総合区素案をまとめましたので、それについて今ご説明させてもらっている

ということです、あくまでも素案では住民サービスの維持ということで、現区役所に地域自治区事務所を置くという形でご説明しているというところでございます。

それと、先程ありましたけれども、現状のままというのではなくて、大都市制度改革が必要だということですが、従来の右肩上がり非常に税収が伸びるというふうな社会であれば、こういう改革は余り議論にならなかったかも知れませんが、冒頭申しました大阪が抱える課題、これについてきっちり対応しようと思うと、それについては大都市制度として今実現可能な総合区と特別区についてはきっちり検討して、そして住民の皆さんに選択していただきたいというふうに考えておりますので、知事、市長も大阪の課題にきっちり対応するためには、現状のままというふうな選択肢はないというふうに言っておりますので、我々もそれに従ってこの制度づくりについて今、着実に進めているというふうな状況でございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

1点補足させていただきますと、行政サービスが低下するんじゃないのかということで、税務の事務もというようなことを仰られたように思うんですが、恐れ入ります、既に税務事務に関しましては、ご存じの通り市税事務所の方に今、大阪市としては集約しておりますので、総合区ができることで税務事務が集約される、不便になるとかいったことはございません。ほかの窓口サービスについても、繰り返しの説明になりますが、24区単位で地域自治区事務所というのを置いて窓口サービスは継続していくというふうにしております。

(司会)

それでは、次の方、挙手の方をお願いいたします。

はい、では。はい、こちらの右のブロックの。はい。

(市民)

私の方からは、先程質問させてもらいましたけれども、余り明確に答えていただけなかったのものでその件はやめにしまして、率直なところでお尋ねしたいところは、事務局の方々、今回、11月以降からですか、こういった説明会、きょうもたくさん集まっておられると思いますけれども、率直に反響、以前ですと都構想でしたら熱気がありましたね、市長さんも、橋下さんも来られていたのですごいにぎやかにやっていた記憶がありますけれども、今回のこういう説明会を各会場でなさっておられる中でのデータとかじゃなくて、皆さんの率直な感じ方で結構でございますので、ご意見をいただければと思うんですが、どんな反響があるのかなと。あるいは市役所の本庁の方にもこういった形で激励があるのか、問い合わせがあるのかと思いますけれども、どういうように今のきょうの12月のきょうはまだ前半で、まだあと2週間ぐらいこういった説明会をされるのかもしれませんが、これだけ資料もつくっていただいたり、事務局の方、大変やと思いますけれども、どんな感じで今の時点で印象を持っておられるか、その点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

恐れ入ります、この説明会の状況についてということでございますと、先般の市会の一般質問でも参加者数が少ないのではないかなというようにことのご指摘がございました。もっと制度の説明についてはしっかりとやっていくべきであるというような議論がなされたところです。それを受けまして、市長からもしっかり住民の皆さんに広報するようにというような指示が下ったところでございます。我々、そこに沿ってこれからも制度の説明であるとか、広報・周知に一層努めていくといったところでございます。

(井上副首都推進局理事)

確かに区によっては、きょうはたくさんの方ご出席いただいて本当にありがたいと思っております。時間帯とかあるいは平日あるいは土日ということで、各区によってそれぞれ参加の方々の住民の皆さんのばらつきはあるんですけれども、きょうも予算の関係とか、非常に細部についていろいろご質問いただきましたので、できる限りそれについてご理解いただけるように我々も説明しておりますので、区によってそれぞれ雰囲気は違うんですけれども、さまざまご質問いただいていますし、やはりご意見もありますので、それについては我々きっちりと対応させていただいているというふうに、今後もそうやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

はい、それでは、左のブロックの、はい。そちらの。

(市民)

職員の皆さん、本当にお疲れさまです。

そもそもの話なんですけど、この説明書の4ページにあります副首都をめざすという一番最初の部分ですよ。だからこういう制度改革という話なのかなと思うんですけれども、先程右肩上がりは望めないからというようなお言葉もありましたように、この中身とすごく矛盾しているような気がするんです。その辺はどうなのでしょう。

職員の数は、これはそのままということなんですけれども、どうしてこれが副首都になるのでしょうか。副首都をめざすのであれば、例えばもっと予算の配分を変えていくとか、そういうことをめざしていくべきじゃないかなという気はするんですが、素朴な疑問でございます。

(井上副首都推進局理事)

今、大阪府と大阪府で副首都大阪をめざそうということで今取り組んでおります。4ページにその辺の大体概略を書いておりますけれども、一応、東西二極の一極として平時にもあるいは異常時にも日本の未来を支えて日本を牽引すると、そういうエンジンの役割を果たそうということで、副首都ということ内外に今強く言っているところでございます。

大阪は、日本を見ても大阪は企業もたくさん集まっておりますし、あるいは交通環境のインフラも整っている、あるいは経済面も含めても、ある一定そこに集中するところがあ

るというふうなことがありますので、西日本随一の都市としてやはり東京、首都のバックアップを果たせると、そういう都市であるというふうと考えております。

この3月に副首都大阪についての副首都ビジョンというものを取りまとめまして、そこで具体的な例えば機能面では、交通、インフラとかそういうものの整備、それから制度面では今申し上げている大都市制度改革、それから経済成長では、万博を契機にもっと大阪を発展させようということで、大阪は成長していった、その成長の果実を住民の皆さんの生活の方に、豊かな利便性の高い生活ということで還元していくという形で副首都ビジョンをまとめておりますので、副首都大阪をめざしてその成長をもとに住民生活も豊かにするというふうなことを我々、あるいは分野をわたって取り組んでいこうというふうに今進めております。

(司会)

それでは、申し訳ありませんが、時間が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後させていただきたいと思いますので、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

それでは、こちら、左の一番前に座っておられる方。

(市民)

座ってすみません。そもそもなんですけれども、今回のお話、以前、2年前ですか、住民投票、あれをやったのは特別区のお話で、きょうは総合区のお話だと認識しています。この総合区というのは、もう考え方としたら合区の話でいいんですよね。合区の話だと受けとめました。その前提条件を何ページかな、7ページ目に書いていただいているんですけれども、五つぐらい吉村市長から指示があったとかということで、一つ目、疑問に思うのは何でもとも人口規模30万人で考えているのかということがありまして、30万で考えたら270万人ぐらいしか大阪市いないから、これぐらいで八つぐらいになるのかなと思いますけれども、今度は22ページでほかの政令指定都市を見ると、横浜なんかは370万いで区が18区、大阪が3位だから横浜は2位で上ですね。4位の名古屋を見ると230万ぐらいで区が16区で、大阪はちょうど中間だからもし合区をやっていくんだとしたら、これの中間ぐらいの区で何とか我慢できるかなという考え方を私なんかはするんですけれども、そもそもその3年前、住民投票をやって否決された訳だから、私も24区が前提かなと思っていたんですけれども、だから少しばかり考えても人口の少ない区もあるので、6万とか7万とかの区もあるので、そういったところを合区していく。過去の歴史からいうと最近だと東区とか南区とかが中央区になったとか、大淀区がなくなったとか、そういったことも考えてというか、2番目にも過去の、すみません、書いていただいている7ページの2番目なんかにも過去の合区、分区の歴史的な経緯を踏まえとなっているんだから、なぜ大淀区がなくなったのか、東区がなくなったのか、多分人口的な問題なんだと思います。

それから私も区割りについて非常に興味があるんですけれども、だから住之江区は昔、住吉区だったという話なんですけれども、もっとそれ以前の話をすると、住吉村だったとか、そういう時代がある訳で、住吉区と阿倍野区は結構歴史的なつながりがあるんじゃないかと。もっとそういう合区と分区の歴史だけじゃなくて、もっと歴史を勉強していただ

きたいなと思います。

それからさらに、やはり東南海地震だとか、上町断層があって直下型地震だとか、そういったことも懸念されますので、やっぱり防災上の視点、危機管理の視点、それからそういうのが一旦起こっちゃうと非常に役所の人に24時間単位で対応していただかないと駄目だという前提で、きめ細かいサービスをやっていただくためには、合区合区で区が少なくなっていくじゃなくて、24区が一番いいとは思いませんけれども、区がいっぱいあってきめ細かいサービスをやっていっていただきたいなと思っていますし、さらに……

(司会)

すみません、そろそろまとめていただけますか。

(市民)

じゃ、そんなところで結構です。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

恐れ入ります、まず22ページの他都市との比較において、区の人口、横浜の例を挙げられたりということですが、私ども今、今回、きょうの説明をさせていただいてますのは、総合区の説明会であります。ここに今ある横浜市にしても、名古屋市さんにしてもこれはいわゆる一般の行政区、今の大阪市の24区と同じレベルの区であります。総合区といいますのは、これも繰り返しの説明になりますけれども、特別職の区長を置いて権限や予算を一層強化して住民の皆さんの多くの意見、ニーズを踏まえて区政に反映していくといった形での新しい区という形で今ご説明をさせていただいております。ですので、恐れ入ります、単純にこの今の横浜市の人口規模と、じゃ、30万人という比較にはならないのかなというふうに考えております。

じゃ、何で30万人なんだということですが、これも本日の説明でもさせていただいたんですけれども、昨年、総合区の概案ということで5区、8区、11区という形での粗々の案という形で総合区の案、これも24区で説明会をさせていただきました。そこでのいろいろなご意見であったりとか、あと市会でのご議論を踏まえまして8区、大体人口規模で30万人程度がいいのではないかとという市会でのご議論も踏まえまして、最終的には市長も判断されて30万人で8区ということが総合区の素案としてはお示しさせていただいているところです。

これも繰り返しになります。今の24区のままでやればいいんじゃないのかということに関しては、組織体制を強化、区に強化していく中で、24区で局でやっていることを24行政区でやろうと思えば物すごく膨大なコストがかかりますので、そこは効果的な体制を築いていく、職員の数を増やさないという中で30万人ということで今回の総合区の素案を示させていただいているところです。

もう一つ、旧の北区、大淀区に関しては、何で合区したんだということですが、平成元年の当時は人口5万人に満たない区、当時、北区、大淀区、東区、南区というのを合区いたしました。この時の理由は、人口規模の小さい区においては、それぞれ例えば地域の活動の難しさとか、施設も小さい区の中で整備していくというのが非常に難

しいというようなこともあって、これらを是正するために大阪市トータルの中で、住民サービスを公平に受けられるべきじゃないかというような議論もあって、当時、人口5万人以下の区は合区したという経過でございます。

（司会）

時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

この説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

お配りしたアンケート、質問用紙は、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

いただいたご質問等につきましては、後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。